

第1283回 高知市教育委員会 6月定例会 議事録

1 開催日 令和5年6月26日（月）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第22号 高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱について

日程第3 市教委第23号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

日程第4 市教委第24号 高知市立市民図書館協議会委員の任命について

日程第5 市教委第25号 高知市社会教育委員の委嘱等について

日程第6 市教委第26号 高知市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

日程第7 市教委第27号 令和5年度教育委員会事務の点検・評価について

報告 ○第497回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○令和5年6月市議会個人質問概要について（教育委員会関係）

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	山 中 浩 介
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	竹 内 清 貴
	学校教育課教育企画監	市 原 俊 和
	学校教育課学力向上指導監	岩 城 多加仁
	人権・こども支援課長	岡 本 政 則
	図書館・科学館課長	弘 瀬 友 也
	教育研究所長	越 智 知 恵
	文化振興課長	藤 原 美 穂
	教育政策課長補佐	神 岡 純 子
	教育政策課総務担当係長	栗 本 佳 美
	教育政策課主査補	四 國 真 衣

1 令和5年6月26日（月） 午後5時～午後6時30分（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後6時30分

松下教育長

ただいまから、第1283回高知市教育委員会6月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は西森委員、お願いいたします。

西森委員

はい。

松下教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第22号「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

資料は2ページと3ページを御覧ください。令和5年度高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員につきましても、前回5月の定例会におきまして、10名の方のご承認をいただきましたので、任期の始期を7月6日として準備を進めているところですが、この間、高知市小中学校PTA連合会の役員改選によりまして、会長が代わられたということですので、団体とご本人の承諾をいただいた上で、斉木会長を新たな委員候補者としてお諮りするものです。

なお、5月24日に前回定例教育委員会がございましたが、改選は5月27日であったとお伺いしています。斉木さんは、改選前は市P連の副会長でございましたので、前任の松本会長に引き続き、保護者の代表者として、立場と経験を踏まえた御意見を頂戴できるものと考えております。

なお、次の4ページには、10名の一覧表をお示ししております。

以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

松本さんはもともと任期が同じこの任期で、今後就任される予定だったということですね。令和5年7月6日からなので一旦承認をしたけれど、その前の段階で改選があったので斉木さんになったという意味では、結局松本さんは、令和5年度高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員には選任予定者ではあったけど、就任はしていないということですか。

教育政策課長

資料3ページの表、欄外の下の方にも書いてありますが、任期が7月6日からですので、先ほど西森委員が言われましたとおり、予定者ではあったけれども実際のスタートを切る前に斉木さんになられたということでございます。

西森委員

はい、分かりました。

松下教育長

この件に関して、ほかに質疑等はありませんか。ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第22号「高知市学校給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第22号は、原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第23号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

人権・こども支援課長

市教委第23号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」御説明いたします。趣旨といたしましては、任期中の協議会委員から異動を理由に辞退の申出があり、交代するものでございます。

高知市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、高知市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図り、いじめの防止等のための効果的な対策を推進することを目的としております。委員は条例に定める機関・団体から御推薦いただき、12名を委嘱させていただいております。

今回、異動がございましたのは、高知市小中学校PTA連合会でございます。委員の任期は2年以内とされておりますが、現委員の任期は令和5年9月30日までとなっております、本日御提案させていただき委員への委嘱期間は、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第5条に基づき、前任者の残任期間となります。解嘱と新たな委嘱は、資料6頁及び7頁の名簿どおりとなっております。

御承認をお願いいたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第23号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第23号は、原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第24号「高知市立市民図書館協議会委員の任命について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

図書館・科学館課長

「市教委第24号高知市立市民図書館協議会委員の任命について」説明いたします。

資料の8ページ、9ページを御覧ください。高知市立市民図書館協議会委員のうち、充て職として選任をしております高知県学校図書館協議会の会長が交代されたことに伴い、高知市立大津小学校校長の岡林宏枝委員から、新たに会長に就任されました高知市立潮江東小学校の竹崎有紀子校長へ委員を交代するものでございます。

任期につきましては、任命の日から前任者の残任期間である令和6年4月30日までとなります。協議会の構成につきましては、資料10ページの名簿のとおりで、女性委員の比率は変わらず、50パーセントとなっております。

なお、県市で共同運営しておりますオーテピア高知図書館の業務を円滑に行うために、県市それぞれの図書館協議会の委員は同じ方を委嘱し、県市合同で協議会を開催しております。県において

は、去る6月15日に開催されました定例教育委員会において、原案のとおり承認されましたことを御報告申し上げます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第24号「高知市立市民図書館協議会委員の任命について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第24号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第25号「高知市社会教育委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

文化振興課長

市教委第25号「高知市社会教育委員の委嘱等について」御説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。本市では、社会教育法第15条第1項「市町村は社会教育委員を置くことができる」の規定によりまして、社会教育委員を設置しております。学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験者等から構成されており、任期は2年間となっております。現在の任期が今年7月6日をもって満了を迎えますことから、令和5年7月7日からの社会教育委員の委嘱についてお諮りするものです。

資料の12ページは社会教育委員委嘱予定者名簿となっております。条例上の委員定数は21名以内となっております。現在は19名の方に委員に就任していただいております。今回委員として委嘱を予定していますのは19名で、うち15名が再任、4名が新たにお問い合わせの方となっております。

4名の新任の委員について御説明をいたします。名簿の1番の上野英由子様と13番の竹内一政様ですが、それぞれ、社内の人事異動による交代でございます。9番の亀尾美香様ですが、社会教育関係者としての選任となっております。亀尾様は高知市自由民権記念館協議会の委員も務めておられます。11番の篠田直男様は、高知市人権教育研究協議会会長の交代に伴う委嘱でございます。

社会教育委員会議は年2回開催しておりまして、19名の委員の皆様には、それぞれのお立場から、高知市の社会教育に対して御助言や御意見をいただくこととなります。

任期は令和5年7月7日から令和7年7月6日までの2年間となります。また、委員における女性委員の比率は47.37パーセントでございます。

以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

ありがとうございます。二つ教えてください。一つ目は前にもお伺いしたかもしれませんが、お伺いしている中で家庭教育などがあつたと思うのですが、社会教育が目指すところについて確認をさせていただきたいということ。二つ目は、各メディアの方が新任でいらっしゃると思います。例えば1番は新聞の方から、13番はテレビの方から。このメディア関係に御意見をいただく位置付けがどういうところにあるのかを教えてください。

文化振興課長

社会教育とはということですが、学校教育のところですが社会教育ということになるかと思えます。社会教育委員の設置ということで、社会教育委員は社会教育に関して教育委員会に助言をすることができるということで、社会教育に関する諸計画を立案したり、教育委員会の諮問に応じて社会教育に対して意見を述べたりというようなことをしていただくこととなります。本市で社会教

育委員会議を開いた時に、それぞれ社会教育関係の部署の方に来ていただいて、委員に高知市の社会教育の計画であるとかそういったところを御説明するのですが、関係する部署として教育委員会に所属する課としては、人権・こども支援課、図書館・科学館課、青少年・事務管理課になります。令和3年の機構改革で市長部局に移った課としては、文化振興課、民権文化財課、スポーツ振興課となっております。

子供、スポーツ、文化、そういった分野の社会教育に関して御意見をいただくということで、先ほど御説明しました社会教育関係の方や、家庭教育の向上に資する活動などそういった分野で委員の委嘱をしているところでございます。

マスコミの方は委員のカテゴリーとしては、学識経験者ということで就任をしていただいています。社会教育委員としてマスコミの方に期待するところは、高知市の社会教育活動について広く意見をお聞きしたり、お仕事柄、普段から取材等を通して地域の文化活動にも通じていると思われるので、広く御意見をお伺いしたいということ、あわせて、各種行事や施設等のPR、高知の社会教育の発信をしていただくということもマスコミの方に入っている理由になります。マスコミは以前から社会教育とは切っても切れない関係で、テレビやラジオにも各種講座が放送されたり、活字メディアも人々の学習の下支えとして浸透しています。そういったところで今回、高知市でお願いしている委員さんは高知市内の新聞、テレビ、ラジオのメディアの方に入っています。以上です。

森田委員

点数などのそういう学力というのはもちろん大事ですが、人が育つとはどういうことなのか、個性を認めるとは皆でどうすることなのか、地域の人と関わるとはどういうことなのか等、そういうところを議論していく中でメディアの方々が広報として関わったり、地域の情報を集約されたりというイメージでしょうか。

文化振興課長

私たちが仕事をしているだけでは知らないような地域の情報等もご存じだと思いますので、違った視点から地域の方により近い目線で高知市の社会教育について、御意見をいただけたらと考えております。

西森委員

17番の西尾敦子さんの所属団体、役職名についてです。高知市立市民図書館協議会の委員で、一つ前の10ページでは横浜校区青少年育成協議会代表推進指導員です。きっと枠がそれぞれ違うのだと思います。市民図書館協議会の委員が、この方は青少年協議会の方で活動されているから選ばれているということで今回同じ西尾さんですが、社会教育委員としては市民図書館協議会の委員という肩書です。この辺りは今のところどちらでもいいとは思いますが、条例の規定上でどちらかに合わせておかないといけないなど、そういったことは特にはないのでしょうか。つまり指定の委員会から1人選任されるというような感じだと、こういうことが起きるのだろうと思います。地域で活動されている方だと10ページのような感じで、正に地域で活動されている方から選ばれています。12ページの方は、そうではなくて高知市立市民図書館協議会委員から1名というようなことでこういう書き方になってくるのだと思うのですが、今回の場合、そういうことを意図的に分けているのか、特段そうではないけれども、書き方が変わったからなのかという辺りを教えていただければと思います。

松下教育長

双方で説明ができるところがありましたらお願いします。

図書館・科学館課長

図書館協議会委員につきましては、先ほど西森委員からもお話がありましたとおり、地域からということで選出をいただいております。社会教育委員の西尾委員の肩書につきましては、こちらの

方は、図書館協議会から推薦をいただきたいということで申し出がありましたので、肩書としては図書館協議会の委員で記載させていただいています。

西森委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第25号「高知市社会教育委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第25号は、原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第26号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

議案書13ページを御覧ください。改正趣旨としましては、国家公務員の公務災害補償における介護補償の額の引き上げが、令和5年4月1日に行われたことに伴う規則の改正を行うものです。改正内容につきましては、議案書14ページを、説明は15ページ目の新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の下線部が改正されます。

改正内容につきましては、第4条第4項第1号中「171,650円」を「172,550円」に改め、同項第2号中「75,290円」を「77,890円」に改め、同項第3号中「85,780円」を「86,280円」に改め、同項第4号中「37,600円」を「38,900円」に改める、介護補償の額を引き上げる改正内容となっています。各号の金額は、学校医等が公務災害により介護補償を受ける場合に介護補償として支給される月額上限額で、1号は「常時介護を要する場合で、その月に介護に要する費用として支出した場合」の額、2号は「常時介護を要する場合で、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた場合」の額、3号は「随時介護を要する場合で、介護に要する費用として支出した場合」の額、4号は「随時介護を要する場合において、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた場合」となっています。

想定される公務災害といたしましては、児童生徒の健康診断の際に学校へ出向く通勤途上及び校内での怪我等が当てはまります。

この規則は公布の日から施行し、改正後の規定は令和5年4月1日から適用することとしています。

なお、経過措置により令和5年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償については適用し、同日以前に支給事由が発生したものは従前の例によるとされます。

以上で説明を終わります。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第26号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第26号は、原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第27号「令和5年度教育委員会事務の点検・評価について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

「令和5年度教育委員会事務の点検・評価」について、御説明いたします。資料は別途お配りしておりますものを御覧ください。

まず、「1 経過」でございます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第26条には、「教育委員会の事務の管理、執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成、議会に提出し、公表しなければならない」と規定されており、第2項では、「点検・評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図ること」と規定されています。この法律は、平成20年4月に施行されておりまして、本市でも平成20年度以降、毎年実施しており、今年で15回目となります。近年の対象事業は、(2)から次のページの(7)までのような状況となっております。

本年度の対象事業につきましては、2ページ、「2 令和5年度の取組」に記載しておりますとおり、昨年度に引き続き、「①G I G Aスクール構想推進事業、②不登校対策、③学力向上対策」の三つとしています。

次に3ページ、「3 令和5年度のスケジュール」ですが、本日の教育委員会で対象事業の決定をいただきますと、以降、関係課で一次評価を行い、9月の教育委員会で報告をいたします。その後、10月に点検評価委員からご意見をいただき、11月下旬に最終の点検評価報告書（案）を教育委員会に提出、ご承認をいただきましたら、12月議会で報告し、公表、という予定となっております。

続きまして、本年度の取組対象とした三つの事業の概要について説明させていただきます。それぞれの事業についてカラーの資料をご用意しておりますので、そちらをご覧ください。

まず「G I G Aスクール構想推進事業」につきましては、令和3年度に、国の進める「G I G Aスクール構想」により、1人1台端末の整備や、高速大容量通信ネットワークの一体的な整備等を進め、ハード面の整備を完了させました。

令和4年度には、学校教育課、学校環境整備課、教育研究所の、3つの所課、計7名による「G I G Aスクール推進プロジェクトチーム」を設置し、教員の指導力向上のための研修や、授業づくりのサポート等を充実させていくよう教育委員会をあげて取組を進めてきたところです。

令和5年度につきましては、これまでの取組を継続、強化し、各校にて策定される60校60通りのG I G Aスクール構想が具現化されるよう、「児童生徒を主体」とした「個別最適な学び」と多様な他者と関わり合い学ぶ「協働的な学び」を日常的に往還させながら、「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善のための研修の実施や好事例の横展開等、学校の支援に努めてまいります。

さらに、これまで試験的に実施してきたタブレット端末の家庭持ち帰りを、日常的な持ち帰りに発展させ、高知市の児童生徒の課題となっている学習習慣の定着と家庭学習の充実を図ることで、学校と家庭の学びの接続を行い、学習の質の向上を図っていく取組を推進してまいります。

次に「不登校対策の充実」についてです。資料は両面になっております。サブタイトルは「校区内の小学校及び中学校の不登校支援に係る連携体制強化」としております。

本市の不登校対策につきましては、令和2年度からの3年間、県の指定事業を受け、不登校の未然防止と早期発見・早期対応、また不登校状態にある児童生徒の学校内での居場所づくりについて研究を進めてまいりました。令和5年2月に、本市の不登校対策の羅針盤となる「未来へつなぐ10の提言」を示し、校長会で周知するとともに、各学校における取組の徹底を進めているところです。

令和4年度の欠席児童生徒の調査結果としましては、継続して不登校となる児童生徒数は令和3年度より減少しているものの、子どもたちを取り巻く環境や状況が複雑化する中、新規の不登校児童生徒数の出現率が歯止めがかからない状況となっております。

なかでも、令和4年度の高知市立中学校の1年生及び義務教育学校の7年生においては、新規不登校生徒数は人数、出現率とも令和3年度を上回り、直近の3年間において、最も高い数値となっております。新規の不登校児童生徒数を抑制することが重要だと考えております。

そこで、本年度は、副題にもありますように、校区内の小学校及び中学校の不登校支援に係る連携体制の強化を図ってまいります。

各校の不登校支援担当者を中心に、いわゆる中1ギャップを解消し、連続性のある不登校支援の充実に向けて、小小連携、小中連携の在り方を見直し強化するための実践研究を推進していきます。

また、令和5年3月に文部科学省から通知された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について～COCOLOプラン～」に沿い、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援の充実を努めてまいります。

最後は「学力向上対策：学力向上推進室による課題改善に向けた組織的な取組の充実」です。

令和3年度から始まりました「学力向上アクティブ・プラン第Ⅱ期」の取組も3年目を迎え、取組の充実に向けて、学習指導要領の趣旨に基づいた授業研究の一層の推進、若年教員の育成をはじめとする組織的な指導体制の強化等、学力向上対策を進めているところです。

令和4年度全国学力・学習状況調査では、小学校は全国レベルを維持し、特に、算数においては「学力向上アクティブ・プラン第Ⅱ期」の目標を達成するなど、徐々に取組の成果が表れているところです。中学校におきましては、目標とする全国値には至っていないものの、平成19年度調査開始以降、総じて改善傾向が見られる結果となっています。

そこで、本年度は、学力課題の解決を一層進めるために、各校の検証改善サイクルの質的な充実を図り、学校の組織的、持続的な取組を推進してまいります。

学校の組織的・自立的な研究体制、人材育成への支援とともに、義務教育9年間の学びをつなぐ学習指導の充実と小中連携の更なる促進に向けて、学力向上推進室としての支援を進めてまいります。特に、中学校においては、主幹教諭、教科主任の育成と教科会への継続した指導により、組織的な取組の充実を図ってまいります。

また、児童生徒一人一人の学びの充実と学力の向上に向け、授業づくりの指導助言とともに、一人一台タブレット端末などのICT機器を効果的に活用した授業づくりなどの取組への支援も推進してまいります。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

不登校対策と学力向上対策についてお伺いしたいと思います。まず不登校対策ですけれども、ずっと取り組んできたものでありますが、GIGAスクール構想とか割と分かりやすく、まず配りましょう、その後どういうふうにするか考えていきましょう、今年もどうやって使うか活用方法から考えていきましょうというような感じで、ストーリーや連続性があるような感じがします。

不登校対策に関しては本当にいろいろ取り組んできて、取り合えず2ページの(5)から見直していくと、令和2年度については「教育支援センターの取組」というのが一つの核になっていて、令和3年度も同じく「教育支援センターみらい」と「校内型適応指導教室」という二つのシステムでやってみようというようになっていて、その次の年は昨年で終わった事業だと思いますが、「不登校担当教員配置サポート事業」でいろいろしてみたことを今後実践発信していこうというようになっていきます。今年になると連携体制強化で、具体的な中身は不登校支援推進協議会を設置して検討してみようという感じで、ある意味PDCAで言うと、Pに戻ったというか、PDCAで回してこの取組をしてみて良さそうだからこれを継続してみようというよりは、毎年あの手この手と様々な手を試して今年はむしろこの核でいくというのではなく、もう一度1から考え直してみようというようなシナリオに見えるのですが、そういう捉え方でいいのでしょうか。

それと今までやってみたいいろいろな取組が教育支援センターもそうですし、不登校担当教員配置サポート事業というのもあり、そこでは11校で得た成果のようなものもあったし、校内型適応指導教室というの今も多分している。それとの連続性というよりもそれらも含めて全部をもう一度検討し直して、今後に向けて一回考えてみようという感じのものになるのでしょうか。

教育研究所所長

副題からは、本事業の連続性が十分に伝わりにくいかと思いますが、令和2年度から校内支援体制の構築と教育支援センターの取組の充実を図りながら、令和3年度には取組の強化を図り、令和4年度は組織的な支援体制を徹底するという視点から、これまでの指定校における取組の普及に向けて取り組んでいるものでございます。本年度につきましては、不登校の現状としまして、特に中学校1年生の新規不登校の発生率が高い状況がありますことから、これまでの組織的な支援体制の下、連続的に支援を充実させていくことで更なる不登校対策の推進を図るよう考えております。小学校と中学校の連携を強化することで、中学校1年生で新規に不登校となる子供を減らすことができるのではないかと考えております。

西森委員

決定打とか有効な処方箋とか確立したものはなく、結局ケースバイケースだという話で、本当に難しい事に取り組んでいただいているのだと思います。最初にタイトルを決めて中身を見た時に、テーマがどちらだったかというような、私たちが分かっていないからタイトルに引きずられてこういう話だと思ったら、実は中身の主眼は違うところにある。そういうことで大きく書き直しが求められるということがありましたものですから。今回も2ページで見ると、校区内の不登校支援に係る連携体制を強化しようという話だと思いました。そうすると今までいろいろしてきたものとの連続性がどうなってくるのかと思ったり、またこちらのポンチ絵を見ると、一度全体を見直して医療福祉心理等の専門家の視点も入れて、教育長に提言出来るような大きな基本施策を作ろうというようなことなのかとか、その辺りが今一つ軸が分かりにくかったので。出来上がった時にその軸がどちらなのかということを含めて、前からサブタイトルが変わっていても構わないです。そこは分かりやすくなれば結構です。

教育研究所所長

ありがとうございます。資料としてお付けしておりますポンチ絵の1枚目は、本年度の本市の不登校対策の全体像を示したものでございまして、2枚目のポンチ絵が本年度の事業の概要を示したものとなっております。不登校対策において、本事業が継続的に取り組んできた道筋や軸が伝わりやすいように副題を再考したいと思います。

谷委員

こうして見てみますと、令和2年から3、4、5年もこれでいくとすると、少し順番は違ったりしていますが同じ内容です。同じ内容で三つ「不登校」「学力」「GIGAスクール」となっているので、本当に長いものもあるけれどこれが4年間です。西森委員もおっしゃったように、取組の連続性のようなもの、ここまでこれに取り組んで、ここは成果があったが十分でなかった、それはこういうところからだから、今度はこういうことをやってみるなどというようなことが分かりやすければすごくいいと感じます。

質問したいのは、令和5年の取組について、まずGIGAスクールです。60通りのGIGAスクール構想のためということですが、令和4年も同じです。5年はどうバージョンアップしたものになっていくのかというのが聞きたいことの一つです。

それから不登校対策ですが、これについては非常に単発的になっていると思います。例えば、3年度は適応指導教室と未来の取組。令和4年度は11校の取組。今回は連携強化で小中の連携と中1ギャップ解消、その辺りに力点を置くということで考えていいのですね。ここまでではきたというところが評価になるので、そういうところが計画の中になれば、非常に分かりやすいという気がします。その辺りも頭に置きながら書いてもらえればいいと思います。

学力向上はいろんな視点からしてきているのですが、令和5年度は組織的な取組で、この案を見ると「推進室の訪問」という題になっています。訪問についてするのか、またこれを見ると組織的な取組とありますが、「組織的な」というのは推進室の組織なのか、学校の組織なのか全体的な運

営についてなのか分かりにくいです。その辺りもどのように捉えて取り組もうとしているのか、それぞれにお聞きできたらと思います。よろしくお願いします。

松下教育長

G I G Aからお願いします。

学校教育課教育企画監

G I G Aスクール構想の件につきまして説明いたします。御指摘のありましたとおり、令和4年度から60校60通りというG I G Aに取り組んでまいりました。今年度の60校60通り、昨年度までと大きく違う点の一つありまして、それは県の教育委員会が示しました学校経営計画です。それぞれの学校が学校経営計画を作成しまして提出するわけですが、この学校経営計画の中に「ICTの日常的な活用ということを必須項目として書きなさい」ということになりました。それを受けて、各学校のG I G Aスクール構想はより現実味を帯びた内容にしていかなければなりません。そのため、今年7月31日を期限としまして、よりブラッシュアップした各校のG I G Aスクール構想を提出してくださいとしています。その上で、各学校のウェブサイトの方に公開して、60校60通りのG I G Aスクール構想が全部見られるように、そして我々の方でも一覧として見られるようにしていきたいと考えております。

そういったことも踏まえまして、日常的な活用が進むように、今年度は取組を強化してもらうような所存でございます。以上です。

谷委員

各校の課題と取組が各校から提出されて、それを集約したものを委員会としてまとめるという捉え方でいいのでしょうか。

学校教育課教育企画監

はい、そうです。それをもとに、我々がどういうふうな支援を学校に確保していくべきかということを見据え、適切な支援をしてまいりたいと思います。そして2月になりましたら、高知市ICT教育フォーラムというのを開催するように今計画を進めております。その中で各学校のG I G Aスクール構想をもう一度おさらいした上で、確認し合うという流れでございます。

谷委員

分かりました。

松下教育長

不登校をお願いします。

教育研究所所長

一貫性のある不登校対策の中での取組としまして、これまでの成果を踏まえた改善の視点やつながりが伝わりやすいように示し方を工夫したいと思います。

谷委員

不登校はコロナの影響もあると思いますが全国的に厳しい状況であるので、取組は大変だと思いますが、やはり重要なことなのでよろしくお願いします。

松下教育長

学力をお願いします。

学校教育課学力向上指導監

この組織的な取組が学校なのか、推進室なのかというところですが、この場合としましては、学校と推進室の両方の組織的な取組を進めていく必要があると考えています。

ポンチ絵にもありますように、この組織力向上推進事業の中でも特に中学校に課題を置いていまして、中学校の主幹教諭の育成、そして教科主任の育成を考えています。主幹教諭が各学校のPDCAサイクルをしっかりと回せるような進捗管理、また各教科会における教科主任がより教科の専門性をいかしながら、各学校における課題を改善するための評価会を実施できるように、今年度は高知市主幹教諭連絡会を年間2回行います。

また、国語と数学に対してですけれども、各学校の教科主任を集め講義をすることについては、中学校授業実践向上研修ということをしています。

また、ポンチ絵の4番、5番になりますが、今年度新たな指定校事業で、小学校の方は研究体制づくりを目的として、また中学校につきましては、個別最適な学びの実現を目指す授業づくりというところで研究をしていくところです。以上です。

谷委員

中学校の主幹教諭であるとか教科主任というのは非常に重要で、先ほどおっしゃったような取組が大事だと思います。その上に輪をかけて、校長や教頭がいかにかそこに絡んで、学校経営計画の中できちんと全体を指導していくのか。その絡みもすごく重要かと思います。そういう方向とお聞きして良かったです。よろしくをお願いします。

学校教育課学力向上指導監

ありがとうございます。

西森委員

谷委員と同じで、副題に少し工夫が必要という感じがしております。

「学力向上推進室による」というのが主語で、「課題改善」は学校の課題もしくは教育全体の課題かと思いました。この課題改善がテーマで、それに向けた組織的な取組というのは、学力向上推進室と学校及び市教育委員会ということで、それをもって組織としていると思われるのですが、ぼやけている感じがします。ではどのように書くのかということですが、課題は常にあったわけで、今までも課題改善をしていたと思うのですが、ここでいう「課題改善」とは何なのでしょう。令和2年は取組として学力向上推進室がかなり目玉で出てきて、そういう「先生のための先生を」というシステムがどうなるのだろうか。令和3年は「更なる」と付けて「取組支援」という言葉で、学力向上推進室が取り組んでも仕方がない、支援しよう、その場合、学校が目的の対象というか支援される人という感じだったわけです。令和4年で少し思考を変えて、「義務教育の学びの質の向上に向けて」と少し大きく見て、今回また「取組」と来たので、そこで谷委員からの「これの主語は誰ですか」という話になるのだと思います。当然、学校と現場は共同であることは大前提ですが、若干読み難くなってしまう。

今の詳しい御説明を聞いても、いろんなプロジェクトがあって全部大事で、こういうのを学校現場で実現していくのに、「各校長先生よろしくお願いします」というわけにはいかないと思うので、この推進室が積極的にコンサルというかコーディネーターというか、伴走者というのが、どんどん入って行ってやりますというイメージなのでしょうか。

課題改善というよりは、もう少し明確なプロジェクトに沿って、こうしたプロジェクトを実現していくために学力向上推進室がどんどん入っていく、各学校にこれが実現出来るようにしていくというイメージなのでしょうか。今年のイメージがそうだとすると、その前向きなアグレッシブな感じに比べると、副題が少しおとなしいというのか、後ろ向きのような感じがします。

副題は出来上がった時までで構わないので、もう少し工夫が必要かと思います。

松下教育長

GIGAスクール、不登校、学力向上は認めていただいて、副題については3つとも、もう1度練り直す。それからこの資料についても、1、2枚にまとめていますけれど、本来は何百枚もあるという状況の中でまとめさせていただいておりますので、ご助言いただいたように令和5年度を取組が一目で分かるような工夫、それから令和4年までにやってきたことが分かる工夫を、今日いただいた御意見を考えますと少し甘いと反省をしているところです。

今いただいた御意見はもう一度持ち返りまして、7月の時に今日いただいた御意見を反映させたものを出してという形がいいかと思うのですが、岸田課長、それで構いませんか。

教育政策課長

はい。先ほど教育長の言われたとおり、この会議におきましては、GIGA、不登校、学力向上の

3つについて了解をいただくという形で、副題につきましては、直近7月になろうかと思いますが、その時に報告のような形でお示しさせていただくということで進めていきたいと思っております。

松下教育長

よろしいでしょうか。

野並委員

質問があります。もう既にされている事だろうとは思いますが、タブレットの活用というのはとても可能性があるわけで、単にツールとして別個の物としてというよりは、例えばタブレットを使った不登校対策とか学力向上というのはあり得る話ではないだろうかと思っております。別個の物として個々に育てていくというよりは、つなぐものとしてという考えもあるのではないかと思いますので、タブレットの活用のところに何か書かれるというのはいかがかと思っております。

例えばeラーニング等はタブレットを活用して繰り返し何度も見えるわけで、あるいは一つのものができるなら次のランクへ上がることができるのですが、それは学力向上にもつながるでしょうし、また不登校等、登校できない方とコンタクトを取るという意味で、どこかにタブレットを有用に活用されているような例があるのではないかと思いますから、それについても考えていただければと思います。

松下教育長

ありがとうございます。学力向上でも不登校対策の中でもタブレットを使っていて、その見せ方の部分だと思います。おっしゃっていただいたことについて、今していることとこれからの可能性について、入れていただきたらと思います。

西森委員

不登校の御説明を聞いて思ったところがありましたので、教えてください。

新規の出現率が高いということですが、その集団を見ていくと、翌年とかには学校に戻れている数が結構あるという話で、それはとても価値があることではないかと思っています。個人的に素人考えになりますが、それはそういう意味では非常に良い取組をされているということだと思っておりますので、全部が全部駄目というような否定から入るよりは、出現はしているけれども、戻れている、戻せているという前提から、では何か更にとという考え方なのかと思いました。戻れる率を増やすためにどうするのかです。

もう一つ、新規に出現するのは悪いことなのかと思いました。逃げずにずっと頑張るとにかくいましょうというのは、休むなんて許されなかった私たちの時はそうだったかもしれないし、子供の場合の3年と大人の3年とは違ったりはしますが、案外どこかで1回逃げるとか人生の中で全く何もしない3年間があったりとか、周りはやきもきしますが、それは大事なことだったりする場合があります。そういう意味では出現はそれなりにする、でもそれを超えて、本人も保護者も一旦外れるけども戻ってきたという、この過程はものすごく貴重な経験ではないかと思っております。何も外れずにずっときましたという人の経験よりはもしかしたら貴重かもしれないけれど、そういう意味で、新規に出現させないことはそんなに重要なのかと少し微妙なことを考えたのですが、そこはどうでしょうか。

教育研究所長

国も「学校に登校する」という結果のみを目標としないことを示しており、子供たち一人ひとりの状況に応じた支援を行うことが重要だと考えておりますので、新たに不登校となる子供たちを出現させないということを目指しているものではございません。

西森委員

新規をゼロにしましょうという形だと少し違うのではないかと思うので、新規はいいと思っておりますが、必ずその子供たちの個別最適な学びの場を皆で考えて成果を上げていますという形ですね。

森田委員

このタブレットの活用で、タブレットの特性や強みをいかして、自分で挑戦しながら学ぶ、学習を進めるという中で、根拠があるのかなと思いつつ拝見しました。「ねぎを切る」というのがありますが、家庭科で言うと、自分で学習を進めるのであれば、例えばその機械を見ながら作るというか、

先生を授業では独り占めできないので家に帰ってからどういふのか見るといふのであれば、学校では見られなかったものを、家に帰ってもう1回見て家庭でやってみるといふサイクルになっていくと思います。学校で調理の実習スライドを作成するといふ授業があれば別ですが、家庭科としてスライドを作成する時間があるならば、実習をしてもらった方がいいと思います。今は家庭が本当にいろいろ複雑で、それこそ、まな板があるかないか分からないといふような家庭があつて、技能を磨いて技能スキルを身に付けるといふことは、今までは家庭でやるものといふようなことが言われていたのですが、実際できている家庭が少ないので、そういうのを入れていただくと学校での学びと家庭の学びがつながっていくと思います。

松下教育長

説明できる場所がありましたら、お願いします。

学校教育課教育企画監

家庭でできること、授業でできることがあると思いますけれども、この「個別最適な」とよく言われますが、これはともするとAIドリルのようなもので、それに従つてやっていくと思われ方もいるかもしれませんが、そうではなくて、自分自身が自分自身に合った「個別最適な学び」を自らが行きに行く、そういう意味合いで、自分で調整しながら進めるといふところでございます。

松下教育長

よろしいでしょうか。それでは2ページにあります大きい2番、「令和5年度の取組 ①GIGAスクール構想推進事業、②不登校対策 ③学力向上対策」この部分を今日の教育委員会でご承認いただいて、副題それから今日お示しさせていただいた資料については、もう一度7月の定例教育委員会でお示しさせていただくといふ案に変えさせていただきたいと思つておりますが、案の変更は構いませんでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

それでは、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第27号、令和5年度教育委員会事務の点検評価について原案の通り決することに御異議ありませんでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よつて、市教委第27号は原案の通り決しました。

続いて報告事項です。「第497回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局からの説明を求めます。

教育政策課長

お手許にお配りしております「令和5年6月 市議会定例会 提出議案一覧（教育委員会所管分）」と書かれた資料を御覧ください。教育長の専決を受けまして、今議会に提出いたしました議案は、補正予算議案4件と、予算外議案1件でございます。

それでは1の予算議案について、御説明いたします。まず、(1)部活動環境整備検討委員会委員報酬、108,000円でございます。本市における部活動の地域連携並びに生徒がスポーツ及び文化芸術に親しむ機会を持続的に確保するため、県の補助事業を活用し、部活動環境の一体的な整備を検討する「持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための部活動環境整備検討委員会」を設置するに当たり、委員報酬を計上するものでございます。

次に、(2)「リーディングDXスクール事業費」675,000円でございます。内容といたしましては、全国的に、GIGAスクール構想に基づくタブレット端末やネットワークの整備など、ハード整備はほぼ完了しておりますが、各自治体間や学校間での端末の活用に格差が生じていることや、一人

1台端末を前提とした指導は全く新しい取組であるため、教育課程上の工夫や技術指導が、十分に確立できていないなどの課題が、全国的に発生をしております。

このため都道府県などの域内で校種を超えて横展開するために、優れた実践の創出・普及・展開の起点となる文部科学省の「リーディングDXスクール事業指定校」に、この度、土佐山学舎が指定されたことから、土佐山学舎において一人1台のタブレット端末を日常の授業で高い頻度で活用することや、外部講師による研修会の実施、先進地視察などを実施し、教育活動の高度化を図ってまいります。

文部科学省では全国で約100校の拠点校を募集し、拠点校が取り組んだ好事例などを集約して、絵にありますとおり、「① ポータルサイトを通じた好事例の全国展開」「② 教科横断的プログラムの開発・展開支援」「③ GIGAスクール構想推進のための調査・分析」など、好事例の全国展開を実施していくこととしております。

次に、(3)「小中学校等に係る給食事業費」7,997万円でございます。内容といたしましては、物価高騰の影響を受けて令和5年4月から増額した給食費に係る保護者負担を軽減するものでございます。対象者は「1 児童生徒数」の表中、中ほどにお示ししています就学援助者を除いた、小学校10,653人と中学校3,448人としております。給食費につきましては、「2 学校給食費」の欄にありますように、1食当たり小学校で25円、中学校で30円を令和5年度から増額したところですが、保護者負担を軽減するため、小、中、義務教育学校の給食の食材調達を行っております学校給食会に対して、負担金を支出する予算の補正を行うものでございます。

「3 給食回数に基づく所要額」の右側にあります「参考」という欄を御覧ください。先ほど申し上げましたとおり、今年度4月から、給食費の単価を小学校で25円、中学校で30円増額しましたが、この増額分を負担するとした場合の積算となります。給食回数が年間で約200回と、就学援助を除く小・中の生徒数約14,000人の所要額として、73,642,000円ということになりますが、給食費のシステムは、給食費を年度内に増減することが想定されていないため、年度当初に設定した単価のまま1年間通すか、またはゼロにするということしか対応できない設定となっており、この設定を変更するには、約900万円のシステム改修費用が必要となることに加え、検証作業に時間が必要で、納品が年度末になるということでしたので、値上げした増額分(小25円、中30円)イコール単価とはできないと判断をいたしました。

補正予算案といたしましては、物価高騰影響分の1年間分の見合いとして、特定の1か月分を無料にすることで、保護者負担を軽減するものでございます。特定の月に関しましては、7月は給食回数が少なく、8月は基本的に給食がありませんので、速やかに実施が可能である9月分を無料とすることで、できるだけ早く負担軽減を行いたいと考えております。

次に、(4)「特別支援学校に係る給食事業費」601,000千円でございます。内容といたしましては、先ほどと同じく、物価高騰の影響を受けて増額した給食費に係る子育て世帯の給食費の負担を軽減するものでございますが、特別支援学校は学校で食材の調達から給食提供までを行っておりますので、賄材料費として予算の補正を行うものでございます。

特別支援学校につきましては、令和4年度から、県と同額の、小学部6円、中学部・高等部34円の値上げを行っておりますが、これを単価としまして、年間の給食回数と生徒数から見込まれます所要額、601,000円となるものです。同じ内容で、昨年度も対応いたしました。今回も、既に値上げしている金額を値上げ前の金額に戻すことで、保護者の負担軽減を行うものでございます。

続きまして、2の予算外議案のその他議案について御説明申し上げます。市第64号「高知市持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための部活動環境整備検討委員会条例制定議案」でございます。

内容といたしましては、本市における部活動の地域連携並びに生徒がスポーツ及び文化芸術に親しむ機会を持続的に確保するため県の補助事業を活用し、部活動環境の一体的な整備を検討する「持続可能なスポーツ・文化芸術活動のための部活動環境整備検討委員会」を設置するものでございます。

スポーツ庁では、令和5年度から令和7年度までを「部活動地域連携に係る改革推進期間」と位置付けており、令和8年度から地域クラブ活動の充実を図る方針が示されております。このことから、本市におきましても、少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術に持続して親しむことができる機会を確保することや、地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備することなどを検討するものでございます。

説明は以上でございます。

松下教育長

この件に関して質疑等はありませんか。

西森委員

給食事業費の負担の軽減という2ページの点ですが、とても結構なことだとは思いますが、保護者に上手く説明ができるといいなと思っております。普通の発想だと値上げ分の25円、30円があるのですが、これは何々の補助金とかいろいろなものがあって「実質的には皆さんの負担は変わりません」というふうに言われると「良いのだな」と思うわけで、2ページの参考欄の場合はそうなるということですね。そして割り振りをして合計年間7300万とかになるのであれば、9月分を7900万にしても良かったならば、結論は一緒といいますか保護者から見るとむしろ、もってもらう分の負担額は多いです。こういう説明を聞くと分かるのですが、聞かないと1か月分ただになっても結局は上がっているからという感じで、よく分からない捉えをされるともったいないと思います。

行政としては、その上げた分については一生懸命皆さんに負担のないようにしています、「実はお得ですよ」というふうなことが言えるといいと思う反面、恐らく「何月引落としについては、これこれの措置によりありません」となるのでしょうか。先に申し上げたように「1か月だけあっても年間で見たらお得です」というようなことを言いたいのですが、それを言うと国の側が何か目くじらを立てたりするのでしょうか。そのようなことはないのですか。やはり市民の皆さんに信頼を得ていくためには、そこら辺りは丁寧に、正確に情報が伝わる説明をしていただくようお願いしたいと思います。

松下教育長

お願いします。

教育政策課長

議決が今回7月3日の月曜日になろうかと思っておりますので、議決をいただきましたら早い段階で保護者の方々に通知をしようと考えております。できるだけ分かっていただけのように考えたいと思います。ありがとうございます。

西森委員

はい。ありがとうございます。

松下教育長

よろしいでしょうか。今日の常任委員会で説明をさせていただきました。

それでは、報告事項「令和5年6月市議会個人質問概要について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

A4縦の資料で「令和5年6月市議会 個人質問概要（教育委員会関係）」と書かれた資料を御覧ください。6月15日に開会しました6月市議会定例会において出されました、教育委員会に関わる個人質問の概要について御報告いたします。

教育委員会関係では質問議員16名中11名の議員から、全部で39問の質問がありました。多かった質問といたしましては、「学校のプール」に関する質問が4問、「通学路の安全対策」、「学力向上」、「図書館運営」、「学校給食費の無償化」、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止」に関する質問が、それぞれ3問ございました。

その他の質問の詳細につきましては、資料の方を御覧いただければと思います。報告は以上でございます。

松下教育長

ちょっと時間を取らせていただきますので、お目通しいただけますでしょうか。

森田委員

36番について教えていただければと思います。児童の性暴力の対応策に関して、これはもし議論するとすれば、今日議論のありました社会教育の範囲でしょうか。学力でもGIGAでもないのですが、性暴力の話などを議論する機会もあるので少し確認したいと思いました。

学校教育課長

ここにつきましては、教職員等による児童生徒への性暴力ということで法律がございまして、そちらについてのご質問がございました。昨今社会的にいろいろな問題になっていると言われております性暴力全般のことというよりは、少し焦点が絞られて、このような質問になりました。

谷委員

33番、市商の野球場の雨天練習場について、劣悪な環境というのはどんな環境ですか。これは大変だと思うので1,000万円かかってもした方がいいと思いますが、どのような答え方をしたのか教えてください。

植田教育次長

高知商業高校は施設全体が建設から50年経過しております。構造が鉄骨造でございますが、鉄骨の足元が腐食しており、通常は改修で手直しができるのですが、それを超えている、校舎、体育館等を含めまして全体が更新の時期がきております。ですが、全てを建替えるということは難しいです。それにつきましては構造のコンクリートであるとか鉄筋だとか、構造自体が健全なものにつきましては、それを残したまま一定体育館の改修を行うことで施設全体の寿命を伸ばしていく、長寿命化改修を実施するようにしております。

こちらの施設につきましても、市商全体の長寿命化計画の中でいずれは建替えということになりますけれども、その長寿命化計画の実施の中で、出てきたことを検討していくというところです。

谷委員

前向きな検討ですか。

植田教育次長

一定前向きな検討だと思います。

谷委員

劣悪では駄目だろうと思ったけど、実際、劣悪なのでしょうか。

植田教育次長

先ほど申し上げましたように、屋根の方に、雨天練習場と言いながらも穴が開いておりまして、雨漏りがしたりするとのことでした。

谷委員

子供たちが出来るだけ良い環境でできるようにしてあげたいですね。

植田教育次長

ただ申し上げますと、先ほど申し上げましたように、学校全体が老朽化しておりますので、優先順位としては校舎とか体育館とか生徒全員が使う場所、そちらの方が優先となりますので、お気持ちは分かりますけど、なかなか優先順位的には低いということで考えています。

谷委員

はい。分かりました。

西森委員

2点あります。まず1点目が今出た雨天練習場ですけれども、今のお話だと腐食してきているということで、いずれは共用自体を禁止しなければいけない時期が来るのだろうという気がしてい

すが、今のところはそれが倒壊して直ちに人の生命に影響するという事はないということではないのですか。そういう考え方でいいですか。

植田教育次長

はい。

西森委員

大丈夫ということですね。

今回見ていて、本当にお金があればできるというか、本来、校舎の建替えを検討しなければいけないけれど、予算がないので長寿命化など。施設はあれもこれも全部重要な施設で、安全性確保という意味ではどんどん劣化して、いずれ共用を禁止しなければいけない時が来るのに向けて、皆さんの要望はすごいですけど、お金が本当はない。ここら辺り、かるぽーと等も含めて市の所有する全ての施設の更新時期とか、全体をどうしていくのかというような構想等を持っている感じですか。市が所有しているそういう大きな財産、行政財産のリストは当然あって、どの施設が更新時期であるとかオーテピアは後50年いけるからいいとか。言い出したら切りがないくらいで、いずれどれかは廃止していかないと、手の付けようがないというような状況も恐らくあるのだらうと思うのですが、そういう全体構想というのは、今どのようなものがありましたか。

植田教育次長

市全体としましては公共施設マネジメントの計画がありますので、おっしゃっていただいたように、施設の改修とか更新する際に、統合であるとか総量を減らしていくというような基本的な方針を持っています。

西森委員

学校はどのようなのですか。ご要望がいっぱいありますが、例えば100年計画の中でこれは何年というふうに入れているという、何かそういう計画はございますか。

植田教育次長

学校の方もその計画の中には入っておりますけれども、学校の統廃合は市の財務の方で決めれることではないところがあります。

西森委員

しばらくの間は危険そうだけどなかなか補修の予算がつかない、統廃合は容易にできないから危険ではあるけども、ある程度頑張っただけで皆さん通っているというような状況がある気がしますね。実際そうなりつつあって、現に崩落したもの等についても、高知新聞などでもかなり言われていたが、「目視で確認ですかとか、一斉点検とかしないのですか」に対し、「目視で」とか「それぞれ更新計画にありますから」という感じの回答になっていました。すごく危ういというか、市民が子供を預けて大丈夫なのかという感じになってしまいつつあるというような気もしました。何か安心できる説明ができるといいなと思いました。

植田教育次長

これまでは学校施設を含めまして、まずは耐震化を取り組んできました。耐震化の時には耐震しかできなかったもので、結局それで老朽化が進んできているという状況です。危険な場所が発生した場合は直ぐに対応するという事と、おっしゃってございました点検ですが、建築基準法に基づきまして3年に1回、建築の点検をしておりますが、その際に例えば、高い所の部分について全部を発見するためには、全体に足場を組んでやらなくてはいけないので、その足場を組むだけで何百万、場合によっては1千万とかかりその費用を捻出できないということで、一定目視で見たり、音を聞いてまずい箇所があれば、足場をかけてその時に全体の点検をするということで危険な箇所の発見に努めています。

西森委員

「それしかないですね」と市民が満足する答えかという事、やはり限られたお金の中でできることは限られていますので、そのレベルでの安全確保しかできませんというのが本音なのかという感

じがしています。かといって、ない袖は振れないし、なかなか難しいというのが率直な印象です。

松下教育長

おっしゃっていただいたとおりで、教育委員会は安全でないのであれば使ってはいけないという、ここは大原則ですが、壊すにもお金がかかるのでそのお金を捻出できない場合もある。しかし、子供が危険であるというときには使わさない。だから今回の朝倉中学校のプールの時にも、朝倉中学校のプールが使えないことが分かった時に、他のプールを業者が無料点検してくれた中で分かったことです。業者や構造が違うプールについても全部点検しよう、この夏のプールまでに安全であるということを確認して、もし安全でないというのであれば使わさないという発想でした。

それから軒天の爆裂の話についても「一斉点検しないのですか」と言われた時に、令和4年度が一斉点検の年で、全ての施設を業者に点検をしてもらって、法律の範囲内で「危険ではない、使ってよろしい」という点検結果をもらったので使えているということです。

今、西森委員におっしゃっていただいたように、やはり今のようなことをきちんと、子供を学校へ通わせる保護者に対して、議会の場も通して、マスコミに対しても、安全でないということが分かったらそれこそ授業をしないと、プールはそうですが校舎についても立ち入らないとかそういうことをしていかなければいけないと思います。

お金は潤沢にはないわけですが、お金がないからというよりは子供を預かる側として、どのように点検をして安全を担保していくかという説明を私たちはしなければいけないと思いました。

西森委員

そうですね。皆さんお金がないのは分かっていると思いますが、いろいろ沢山の要望があり苦しいですね。

松下教育長

よろしいでしょうか。この件について、ここで終わらせたいと思います。たくさんの御意見ありがとうございました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後6時30分

署 名

教育長

3番委員
